

平成29年度 第2回 芦屋市地域包括支援センター運営協議会 会議録

日 時	平成29年8月10日(木) 13:30~15:00
会 場	芦屋市役所東館3階 大会議室
出席者	<p>会 長 石川 久展          委 員 土田 陽三・高木 佐知子・菅沼 久美子・西村 京          神田 信治・佐野 武・脇 朋美・加納 多恵子・田中 航次          安宅 桂子・寺本 慎児          欠席委員 菅沼 久美子</p> <p>地域包括支援センター          芦屋市西山手地域包括支援センター 杉島 美也子・中村 貴紀          芦屋市東山手地域包括支援センター 税所 篤哉・古田 明代          芦屋市精道地域包括支援センター 高木 信昭・丸谷美也子          成宮 正浩・針山 大輔          芦屋市潮見地域包括支援センター 大島 眞由美・加藤 保博</p> <p>事 務 局 福祉部高齢介護課          篠原 隆志・小林 明子・松本 匡史・井村 元泰・西田 祥平          福祉部社会福祉課          小川 智瑞子          福祉部地域福祉課          細井 洋海・浅野 理恵子</p>
会議の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 公 開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	1人

1 議題

- (1) 平成28年度活動状況報告について
- (2) 平成28年度決算状況報告について
- (3) その他

2 資料

- 資料1 平成28年度活動状況報告について  
 資料2 平成28年度決算状況報告について

3 審査(議)内容

上記の議題について事務局より報告,説明し,委員に意見聴取する。

開 会

1 平成28年度活動状況報告について

議題1「平成28年度活動状況報告」について,事務局より説明。

(石川会長)

皆様からご意見,ご質問がありましたらお願いします。

(西村委員)

1ページですが,1の相談件数と2の(1)の相談延人数を比べてみたのですが,精道は,新規について,相談件数も相談延人数も一致しています。西山手は延人数が相談件数より少ないのはどうしてでしょうか。

(事務局 篠原)

計上方法の定義を確認して不整合が起きないように,今後精査するようにいたします。

(協委員)

参考資料4に示してあるのが、相談件数の過去5年間の推移ということですか。

(事務局 篠原)

そうです。昨年8月の地域包括支援センター運営協議会で、新規の相談件数について26年度から27年度に減っている部分があるということで、「具体的に過去の状況も含めて資料があれば」ということだったので、24年から28年までの数値を載せています。27年度から28年度については若干減っていますが、新規で3件ということと、継続で90件ほどの差なので、高齢者生活支援センターの相談件数に直すと、ひと月に約2件なので、ほぼ横ばいと考えていいかと認識しています。

(協委員)

「相談件数が減っているのはなぜか」ということはどうなのでしょう。

(石川会長)

「高齢者の数が増えているのに相談件数が減っているのはなぜか」という話ですね。

(協委員)

そうです。数字は見せてもらえば大体わかるのですが、分析がもっとあれば、わかりやすいと思います。

(石川会長)

一時期のアップダウンか、継続的に減っているのかということがあると思うのですが、減っていますよね。

(事務局 篠原)

23年度以前のデータも確認しましたが、福祉センターができた時はぐんと伸びたとか、南のほうに高齢者住宅ができた時には、一時的に潮見の件数が増えたり、虐待の困難ケースが多く集中した年に、その地域の高齢者生活支援センターの件数が増えているところもあります。

そこまでは分析できるのですが、減っているのは、一時的な変動の範囲内かと認識しています。継続ケースなどで、今まで2回、3回関わっていたケースが、1回で終わるようなものが出てきていることもあり、そうした要因によって一定の変動は考えられるのではないかと、高齢者生活支援センターの職員の方と話をしておりました。

(神田委員)

「7 包括的・継続ケアマネジメント支援業務」についてですが、前年度の資料と見比べてみると、平成27年度が、市内全域で125件で、平成28年度が175件となっています。これも可能であればグラフでわかるようにしてもらえると、傾向がわかるかと思えます。それによってケアマネジメントという問題が、浮かび上がってくるかもしれません。

各センターの件数は、28年度は西山手・東山手が多くて、精道・潮見が少なかったのですが、昨年度は逆に、西山手・東山手が少なく、精道・潮見が多くなっているので、そうした数字の動きがわかると、その後の検討もしやすいかと思えます。

(事務局 篠原)

7番については、経年でわかる部分について、今後検討して掲載するようにします。平成27年度は西山手が27件、東山手が11件、精道が44件、潮見が43件です。

(精道高齢者生活支援センター)

精道は、平成27年度が多かった理由の一つは、主任ケアマネジャーが地域内の居宅介護支援事業所を訪問していたので、それをカウントしていたと思われれます。そのことによって、能動的な対策で行ったのが多かったことで、件数が上がっていますが、28年度は受動的な対応にとどまったので件数が減っていると考えられます。

(石川会長)

データで見せるとなると、整合性の問題やどう理解したらよいか、単年度だけを資料に掲

載すると、経年変化はどうなっているかという議論になります。説明の文章がここには一切ないので、わからないとなります。データを見せる限りは、その理由や要因を検討してもらったほうが、いろいろと役立つ質疑になってくるのではないかと思います。

毎年同じような質疑をしているような気がします。委員が変わっても同じことの繰り返しになると思うので、今後資料の見せ方をご検討いただきたいです。

そうすると、委員がデータを見た時に、「なぜだろう」ということに対して説明もしやすくなると思います。また、4つの高齢者生活支援センターを比べる限りは、同じカウントの仕方をしなければまずいこともあると思います。

データだけでは全体の状況がつかめないことがあります。法律が変わって、制度が改正されれば件数が増減するでしょうし。その辺りは今後の課題にしてください。

(西村委員)

3ページで、精道にお尋ねしたいのですが、高齢者虐待に関することが他のセンターに比べて突出していると思うのですが、背景としてどのようなことがあるのか、教えてください。

(精道高齢者生活支援センター)

今年に限らず例年比較的虐待の件数が多いのですが、圏域の高齢者数が多いことも要因です。

7ページの参考②をご覧になるとおわかりいただけるように、通報件数そのものが多いということが前提になります。3ページの「4 相談・調整内容」に関しては、自動的にセンターが対応するもの以外に、センターから関係機関へ連絡をとることもカウントするので、全体数が多ければ連絡調整は多くなります。ただ、突出して多いことに関して言うと、4センターでのカウントの仕方に十分な標準化ができていない可能性がありますので、これについては今年度の課題としたいと思います。ちなみに、今年度からカウントの方法を新たに組み直しているのです。そこでの平準化も図っていくつもりでいます。

(石川会長)

単純な人口比もあるかとは思いますが。その参考資料①にあるとおり、圏域の人口が違います。例えば、虐待通報件数について精道と西山手では、件数でいうと9と21ですから、圏域内の高齢者数に対する通報件数の割合で考えればほとんど変わらないといえます。それと先ほどの3ページのカウントの数については、若干、整合性がありません。西山手が9件なら、3ページの虐待に関する相談延件数をもっと多くてもおかしくないです。今後、カウントの仕方や精査の仕方が求められるかとは思いますが。

ずっとこういう形で、データとしてお示しになっているのですか。違う自治体では、文章が記載されているので、データはあくまでその裏づけというところで、このデータのことを指摘し出すと、もっとたくさん質問が出てくると思います。そのデータの一致が重要なのではなくて、これで何が読めるかが重要だと思います。資料の記載を少し見直しされたほうがいいのではないかと思います。単純な傾向と経年でどうなっているかということ、何が言えるのかということ、わかるだけの要因を記載したほうがいいと思います。

(事務局 篠原)

次年度以降検討したいと思います。

(石川会長)

あまりにデータの細かいところを指摘し出すと、きりがいいような気もします。かえって、職員の皆さんを圧迫するだけで、「整合性をとれ」という話であれば、これをひっくり返して見るだけでも大変ですよ。過去10年間分のデータを精査せよと言われても大変ですよ。意味のあるデータの示し方と、どのように理解しているかが重要だと思います。よろしくお祈りします。

(佐野委員)

おっしゃるとおりだと思います。できれば、報告の時にも、データに対して、現場の職員の感想みたいなものもあったほうが、よりリアルになる気がします。

前回、私が質問したことの続きですが、4ページの「5 予防プランの作成件数」について、委託割合はおよそ30%ということで、潮見だけは大体40%ぐらいということですね。「居宅介護支援事業所一覧及び利用可能状況」について、居宅介護支援事業所の空き状況が、要介護と予防支援等でわけていたものが変更になって、要介護と予防支援等で空き状況をわけずに表示するようになりました。これにより、居宅介護支援事業所の運営基準的にも、「要介護のプラン作成は受けますが、予防支援のプラン作成は受けられません」ということが事実上、言える理屈がなくなったと認識しています。空き状況一覧の書式が変わったことによって、委託を受ける側の居宅介護支援事業所の対応に変化があったのかどうかをお聞きしたいです。

(石川会長)

それでは、簡単に所感を。わかる範囲で西山手からお願いします。

(西山手高齢者生活支援センター)

西山手の中村です。まだ表が変わってから時間が経っていないので、「この表が変わってから、どう」という感想はあまりないです。委託を受けてもらえる事業所はある程度把握していますので、受けてもらえそうな事業所をお願いしているのが現状です。まずは、利用者に希望を伺った上で、委託を選択されるのであれば、委託を受けてくれるだろう事業所を何カ所か当たってみて、そこへお願いすることはしています。

(佐野委員)

その時は、居宅介護支援事業所の空き状況の一覧表を利用者に示されているということですか。

(西山手高齢者生活支援センター)

そうです。

(佐野委員)

ということは、今までは空き状況が×であったから利用者も選べなかったと思うのですが、それは選べるようになったのですか。

(西山手高齢者生活支援センター)

希望を聞いて「この事業所がいい」とおっしゃるのであれば、事業所に委託を受けてもらえるか聞いてみて、受託不可であれば、また別の事業所に確認するということになります。

(佐野委員)

事業所が委託を断るとするのは、人的な要因ですか。

(西山手高齢者生活支援センター)

そうです。

(東山手高齢者生活支援センター)

東山手の古田です。委託の件数は毎年あまり変わっていないのですが、空き状況一覧表の様式が変更したことによる変化はまだ感じていません。私たちの中で、ここの事業者であれば、介護予防支援でも受けしてくれる事業者がもうわかっているので、利用者の希望が特になれば、居宅介護支援事業所が併設しているサービス事業所の特色をお話しした上で、利用者の了承が得られれば、居宅介護支援事業所を案内しています。

利用者に選んでいただく時は、要支援認定の結果が出た方への通知には、高齢者生活支援センターの案内は同封されていますが、居宅介護支援事業所一覧表は入っていないので、こちらからお示しすることもあるのですが、居宅介護支援事業所の冊子を用いて、その方に必要な情報を提供して選んでいただくようにはしています。

(精道高齢者生活支援センター)

精道の成宮です。介護予防支援を受けられる方で、ご自分から「ここの居宅介護支援事業

所がいい」と言われることは少なく、特に希望がなければ、高齢者生活支援センターが受けますので、ご希望があった場合のみ、居宅介護支援事業所と調整しています。特に、表が変わったからといって、変化があるということはないと思います。

(潮見高齢者生活支援センター)

そもそも利用者が表を見て選ぶというのは難しく、どんなところが、どういうところかもわからない中で、○と×だけで判断されることもほとんどないと思います。こちらからある程度説明をした上で「選ばれますか、どうされますか」という話から始まると思いますので、今の時点でその表が変わったことの変化というのはほとんどないと思います。

(石川会長)

このほかに何かご質問はありますか。

(安宅委員)

最近、あじさいの会に、ご主人がアメリカ人で、その方が認知症という方がいらっしゃるのですが、どこに相談に行っていかわからないという問題が出てきました。そういう場合はどういう形で支援されるのでしょうか。

(潮見高齢者生活支援センター)

潮見高齢者生活支援センターが、ずっと継続して関わっています。背景をご説明することはできないのですが、なかなか一般の介護保険の支援につなぐことでは解決できませんし、いろいろな課題があってご家族も非常にお疲れです。その件については、去年、地域ケア会議をしましたし、引き続き私たちも支援していこうと思っています。

(安宅委員)

芦屋には外国人が多いので、「そういう時があるかな」と思って、私たち何となく気にはしていたのですが、いざ、家族が大変な思いをされているので、お伺いしました。

(精道高齢者生活支援センター)

1点補足をさせていただきます。まだ相談を受けているわけではないのですが、近隣市町に調査をしており、宝塚で1カ所、尼崎にはフィリピンで医師免許を取得されたドクターが開業しているデイケアで、英語で対応できる場所があると把握しています。今、調査をしているところなので、必要があれば情報提供したいと思います。

(石川会長)

外国人のことが問題になりつつあります。実際に私も、芦屋市に外国人の方で透析を受けている知り合いがいるので、やはり、将来どうするのかと思います。

(安宅委員)

ですから、私たちはどこにどのような形でお世話を道をつけてあげたらいいのかな、と思っていたのです。

(石川会長)

もっとサービスが充実しているところ、つまり、外国語が話せる職員がいるとか、自分が一番いいところを探すようです。

(安宅委員)

そうでなければと思っていました。

(石川会長)

それでは、次の議題に移ります。

## 2 平成28年度決算状況報告について

議題2「平成28年度芦屋市高齢者生活支援センター決算状況報告」について、事務局より説明。

(石川会長)

決算書等を含めて見る時間が必要と思いますが、気づいたところが何かあれば、よろしく

お願いします。

いわゆる法人などでは監査がありますよね。4センターの決算書は、誰が最終的にチェックをするという取り決めはあるのですか。

決算について、誰がこれを妥当だと判断したのですか。通常、法人は監査がありますので、監査の中で妥当かどうかはチェックされますよね。市は法人から提出されたものをそのまま受理するだけですか。

(事務局 篠原)

提出された決算書について、黒字部分については精道や東山手に、今回委託料が余った理由について確認をして、例えば、精道であれば、職員の方が一定期間お休みをされていて、職員配置ができていなかった期間があり、余った委託料を返還していただきました。それぞれの項目ごとのすべての細かい実際の金額までを、すべての領収書と照合することはしていない状況です。

大きく金額がほかと違うところなどは個別にお伺いしていますが、最終的には、こちらから委託料としてお渡ししているのです。その委託料の範囲内で、業務としてしていただく部分について、人件費について、本来配置すべきところを配置できずに余った金額は、返還いただいている状況です。

(佐野委員)

私もそれは少し気になっていたのですが。例えば、委託の期間は決まっているのですか。赤字の場合は連結するような決算をしているのか、単年度で赤字であれば、普通の法人は、単年度の損金が出れば翌年度に繰り越して、ある意味相殺するということは通常の運営なのですが、赤字だった時はそのまま、黒字だったら返還するという運用は、毎年度ごとに行っているということでしょうか。

(事務局 小林)

契約は単年度です。

(佐野委員)

単年度とはいつからいつまでですか。

(事務局 小林)

4月1日から翌年3月31日までの決算を決算書に計上していただきます。

(佐野委員)

ということは、3年ぐらい赤字でも、次の年が黒字であれば、それは返還するということですか。

(事務局 小林)

前年を引き継ぎません。

(石川会長)

赤字の場合は、法人が負担することになるのですか。それは市から補てんしていただけないのですか。

(事務局 篠原)

基本的に赤字であっても、その分を補てんするようなことはしていません。

(石川会長)

ということは、「黒字だったら返還するが、赤字でも補てんしない」というのは、法人の今後の運営の継続性などを考えたら、いいことなのでしょうか。

地域包括支援センターを公募する時代が来た場合、応募がなかったらどうするのかということ考えた場合、やはり、運営の安定性から考えていいことなのか懸念します。

(事務局 篠原)

阪神間で比べても、芦屋市は比較的、委託料についても配置についても手厚い部分はあると認識しています。ただ、基本は、「黒字があればすべてを返す」ということではなくて、

やはり黒字の場合も、一定範囲内でされているのであれば、返す必要はないように整理をしなければいけないと思っています。本来委託業務として配置ができていないような場合については、返還していただくことになるかと思います。

赤字の部分については、手上げ方式でのプロポーザルは、芦屋市はしていません。それぞれの法人にお願いしている状況なので、法人のご意見を聞きながら実際の状況を確認していく必要があると思っています。

(石川会長)

一生懸命やれば、支出も増えますよね。そして、支出が増えて赤字になれば自分で払わなければいけない、となると、経営的な観点から言うと、仕事をしないほうが得だということになりますよね。これは公益法人だから一生懸命やって赤字も出て、自分たちでペイすることには、いとわないと思わないと大変だと思いますが、それは委託との関係がおかしいのではないのでしょうか。本当は市がやることを法人がやっているわけです。その点については今すぐというわけではありませんが、今後ディスカッションしたほうが良いと思います。

今いろいろな民間や株式会社から受託者が出てきている中で、プロポーザルで安くしてくれるところがあれば、そこに流れますよね。それはどうやって事業内容を担保するのかということと関係してくると思うので、私たちは4つの地域包括支援センターを守っていかなければいけない面もあると思うので、その辺りはご議論いただければと思います。

(田中委員)

委託料は65歳以上の各人口比というような分け方、比例配分的なものですか。各4センターに対する金額がどのように決まるのかを、お聞きしたいです。

(事務局 小林)

「圏域ごとの高齢者の人口が3,000人以上6,000人未満だと、3職種といわれる主任ケアマネジャーと社会福祉士と保健師、その3人を1人ずつ置かなければならない」というのが、条例で決まっていますので、委託料のうちの人件費は高齢者人口に基づいて決めます。

(田中委員)

一番のベースは65歳以上の人口ですね。

(事務局 小林)

「3職種を何人配置するか」という基準は、65歳以上の高齢者人口に基づきます。

(田中委員)

先ほど、「黒字の高齢者生活支援センターには出向いて、いろいろと調べてお聞きして」という発言があったと思いますが、「赤字の高齢者生活支援センターは、そういうことをしなくていいのか」ということと、委員長も同じような趣旨で言われたと思うのですが、監査というと、またお互いにいろいろ負担が大きくなるのでしょうか、赤字・黒字にかかわらず、確認はきちんとしないとおかしいのではないかと思います。

(事務局 小林)

芦屋市では毎年2月に事務調査という形で、市の職員が高齢者生活支援センターに出向いて、書類の確認や、ヒアリングをします。ただ、その時期はまだ決算の時期ではありません。

(田中委員)

年度途中に実施しているということですね。

(事務局 小林)

先ほど、委託料の赤字・黒字の話が出ていましたが、今回の決算書は、市の委託対象の事業と対象外事業を分けて収支を算出しています。平成28年11月に厚生労働省が通知を出したのですが、平成29年度から、市が国に申請する交付金の計算方法を変更するという内容です。

具体的には、お配りしている決算状況のように、委託対象と対象外で分けるのではなく、地域包括支援センターの事業にかかる全体の事業費を、支出として出します。つまり、委託対象外としています指定介護予防支援事業所の人件費及び運営費も、いったんはすべて支出としてまず出さない、ということです。

次に、収入については、地域包括支援センターにとっての収入として、総合事業にかかるプランを作成した時に入ってくるケアマネジメント費と、従来からの要支援者にかかるプランを作成した場合の介護報酬です。これら2種類を合わせて収入として出して、総支出と総収入の差額が、国が市町村に交付する交付金となり、そのように計算方法を変えるということです。

今後は、この決算状況をどう見せるかというのは、今、整理中ですが、委託対象と対象外を分けて収支状況を見せるという形ではなく、全体の収入と支出を出して差分を出すという形で見せるのがいいのではないかと今、検討しています。

この通知はあくまでも、国が市町村に交付する交付金の計算方法ですから、市の委託料の精算方法をどうするのか、ということはまだ別ですが、そこは今、整理しているところです。

(石川会長)

決算の出し方は、来年また変わる可能性があるということですね。ほかにはありますか。

(加納委員)

介護保険はこれからますます難しくなるというか、右肩上がりですとっていくわけにはいきません。それぞれの高齢者生活支援センターの法人で監査がきちんとされているのかどうかとか、いろいろとわからない点が多いです。

(石川会長)

お金のことは、税理士や会計士の監査があれば信用することになると思います。

(寺本委員)

考え方なのですが、事業者には、例えば、何か建物を建てていただくという時、委託をするわけですね。事業者は、当然そこから利益がなければ赤字になりますね。これが通常のスタイルだと思います。

高齢者生活支援センターから決算書を出していただいてから、今の高齢者生活支援センターの運営や人員配置基準についてや、その実態に関して、本当にこの金額で妥当なのかということについて、少し議論をいただきたいと思います。

業務委託の場合は仕様書に必ず人員配置について記載します。欠員期間が数カ月あれば、仕様書に基づいた業務を行っていないということなので、委託料は返還するものです。しかしながら、仕様書に基づいている仕事を行っていて、なおかつ、いわゆる企業努力でいろいろな効率化や合理化をやりながら、浮いてきた黒字がもし出てくれば、返還する必要は一切ないというのが基本的な考え方です。

ただ、法人によっていろいろと運営について違います。例えば、「その土地を借りているので賃借料を払っています」といってもそれは地域包括支援センターだけではなくて、居宅の仕事であったり、デイの仕事であったり、それぞれ分散させて賃貸料を払っているところと、法人の持ち物で固定資産税が発生しない場合があります。それを比較した時に、どうしても、法人によっては運営費の場合で差が出てきます。

われわれとしては、「社会福祉法人であれば委託料を減らして、株式会社であれば増額する」というような考え方は一切とっていないので、そこは法人の中である程度の努力をしていただきたいと思っています。

私が以前に介護保険の担当をしている時に法人の経営者の方から聞いたのですが、地域包括支援センターを持つということが、その法人の信用度が上がるということで、他の事業の利用者が増えることが考えられるという話を聞いたことがあります。



となれば、法人全体として、この部分が仮に赤字だとしても、別の効果としてプラスになれば、それは効果が出ているということだと思います。ですから、十把一絡げにこの数字だけを見て「赤だ、黒だ」というのは、基本的にわれわれとしてはあまり考える必要はないと思います。

ただ、社会福祉法人にしても株式会社にしても必ず第三者が監査をしています。その中の抜き出した部分が地域包括支援センターの事業として、適切に実行できるような金額となっているかどうかを確認してご意見をいただければと思います。委託料の変更も将来的には考えないといけないとは思いますが。

(石川会長)

決算の出し方が、法人によって違うのであれば、比較する必要はどこにあるのかと思います。4センターを比較するような形で出されるからどうしても気になるのです。「別個の4つがそれぞれ黒字か赤字か」ということであればよくわかるのです。その見せ方が一体何を言いたいのか。今回の資料では、「黒字と赤字はなぜか」という要因を突き止めた話のような資料の出し方になりますよね。

単体で4つのセンターの決算書を出して、それぞれが「ここは赤字、ここが黒字で、それぞれの事情によって違います」と言っていたらいい話だという気がします。

(寺本委員)

先ほど説明にもあったように、来年度は国の交付金の計算の仕方が変わるようなので、それに合わせて整理をしたほうがいいかと思います。

(石川会長)

「資料というのはい一体何を言いたいのか」という話なので、最初にこの資料を出されると、「高齢者生活支援センターによって差があるので、チェックしなさい」ということなのかなります。もともと、各高齢者生活支援センターがきちんと経営ができていくかどうかという話ですよね。

(寺本委員)

介護保険事業の中で、高齢者生活支援センターの運営費や人件費が本市において適切な金額になっているかどうか。それを事業比較の中でご検討いただけたら、と思います。ご意見を頂戴するというので、市の行政施策に反映するという考え方になっています。

(石川会長)

通常でも決算は見るのが大変なのに、それぞれベースが違う決算の仕方をしていきます。基本は一緒だと思いますが、賃借料の話など、違うところを比較すると、どうしても、突っ込みたくなりますよね。

(加納委員)

決算書の人件費は何人分なのですか。

(事務局 小林)

西山手は3.5人、東山手は3人、潮見は4人です。

精道は地域包括支援センターとしては4.5人ですが、それに加えて、基幹的業務担当もいますので、2人分プラスでこの人件費に入っています。

(石川会長)

単純には比べられません。例えば、人数で割ると西山手が今、支出の(イ)の人件費で2,900万円ですが、潮見は2,600万円ですね。「人数で考えると多いのに、なぜお金が少ないのか」という話になると、それぞれの法人の人件費の出し方なども関係します。

(加納委員)

人件費について、資格を持っている人がいますよね。そういう人の計算はされているのですか。

(事務局 篠原)

基本は、社会福祉士と保健師と主任ケアマネジャーの資格をお持ちの方を配置していただくのですが、それぞれの法人によって、企業体系や年齢によっても給与収入が違うので、会長がおっしゃるように、一概にここで比較はできないということです。

(石川会長)

やっていることは同じでも違う会社なので、例えば看護師でも給料は違います。看護師全員が同じではなくて、医療法人あるいは法人によって全然違うのです。ですから、そこは一緒になっているから、出されているお金の算出の仕方は同じなのに支出が違うことに対して比較すると、ややこしくなるので、あまり一つ一つの比較しないほうがいいです。

(田中委員)

非常に雑駁な話で申し訳ありませんが、要は、市としても、地域包括支援センターの業務を委託するところがなかったら非常に困る話で、われわれ民生委員としても、地域包括支援センターがなかったら困るという話です。簡単にいうと、今、4事業者とも数字はともかく、無理なくこの業務をやっているかと理解してよろしいですか。

(石川会長)

それが先ほど私の言いたかった一番大事な点です。

(事務局 篠原)

職員の方と毎月高齢者生活支援センター連絡会で話をしていますが、職員の方々は実際、お忙しい状況も聞いています。一方、施設長や法人の代表の方とも個別にお話ししているのですが、「地域包括支援センターの委託を受けられない」という声は今はいただいておりませんが、業務の状況で、高齢者が増えていく中で業務も増え忙しくなっていると随時お聞きしている中で、委託料の見直しなども含めて、考えなければならぬ時期がくるのかもしれないかもしれません。丁寧に定期的に話し合いを進めて、委託を受けていただけるように、行政として関係をきちんととっていきたいと思っています。

(石川会長)

決算が多少赤字があるところはありますが、適切に業務が行われているということで、よろしいですか。

ご意見がほかになれば状況、報告は承ったということでよろしいですか。

### 3 その他

(石川会長)

それでは、議題3「その他」について、事務局のほうから何かありますか。

(事務局 篠原)

皆様から貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。いただいた内容を持ちまして、資料の出し方などの部分を検討したいと思います。

次回は29年度の第3回目を11月ごろに開催予定としていますが、別途改めてご連絡等をしたと思っていますので、どうぞよろしくお願ひします。

(石川会長)

それでは、第2回芦屋市地域包括支援センター運営協議会をこれで終了いたします。どうもありがとうございます。

閉会